【様式】2-1　発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者名簿

種　別 ※ 各社の職名ではなく県指針による標記種別を記載すること。	氏　　名	専門分野	資　　格	雇用形態

【様式】2-2　発掘調査担当者・発掘調査員の履歴　（※左記のどちらかを〇で囲む）

氏　　名				
会社における所属・職名		最終学歴		性別　男・女
生年月日	昭和・平成　年　月　日生			考古学
年齢	平成31年4月1日現在　　才	調査経験月通算　　か月(卒業後通算　　か月)		専攻・非専攻

発掘調査歴

遺跡名	所在地・立地	調査面積	調査主体	〔上段〕所属・身分等 〔中段〕該当するものにすべて〇を付ける 〔下段〕該当するものに〇を付ける	従事期間
		㎡		発掘 ・ 整理 ・ 執筆 ・ 編集 調査担当 ・ 調査員 ・ その他	年　月　日 ～ 年　月　日 発掘　月、整理　月
		㎡		発掘 ・ 整理 ・ 執筆 ・ 編集 調査担当 ・ 調査員 ・ その他	年　月　日 ～ 年　月　日 発掘　月、整理　月
		㎡		発掘 ・ 整理 ・ 執筆 ・ 編集 調査担当 ・ 調査員 ・ その他	年　月　日 ～ 年　月　日 発掘　月、整理　月
		㎡		発掘 ・ 整理 ・ 執筆 ・ 編集 調査担当 ・ 調査員 ・ その他	年　月　日 ～ 年　月　日 発掘　月、整理　月
		㎡		発掘 ・ 整理 ・ 執筆 ・ 編集 調査担当 ・ 調査員 ・ その他	年　月　日 ～ 年　月　日 発掘　月、整理　月
		㎡		発掘 ・ 整理 ・ 執筆 ・ 編集 調査担当 ・ 調査員 ・ その他	年　月　日 ～ 年　月　日 発掘　月、整理　月
		㎡		発掘 ・ 整理 ・ 執筆 ・ 編集 調査担当 ・ 調査員 ・ その他	年　月　日 ～ 年　月　日 発掘　月、整理　月
		㎡		発掘 ・ 整理 ・ 執筆 ・ 編集 調査担当 ・ 調査員 ・ その他	年　月　日 ～ 年　月　日 発掘　月、整理　月
		㎡		発掘 ・ 整理 ・ 執筆 ・ 編集 調査担当 ・ 調査員 ・ その他	年　月　日 ～ 年　月　日 発掘　月、整理　月
		㎡		発掘 ・ 整理 ・ 執筆 ・ 編集 調査担当 ・ 調査員 ・ その他	年　月　日 ～ 年　月　日 発掘　月、整理　月

【様式】2-3　土木作業管理者の履歴

氏　　名					
会社における所属・職名		最終学歴		性　別	男・女
生年月日	昭和・平成　年　月　日生				
年齢	平成31年4月1日現在　　才				

発掘調査の土木作業管理者歴

遺跡名	所在地・立地	調査面積	調査主体	所属・身分	従事期間
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日
		㎡			年　月　日 ～ 年　月　日

【様式】2-4　発掘調査担当者・発掘調査員の報告書執筆歴　（※左記のどちらかを〇で囲む）

氏　名

刊行機関	報告書名	刊行年	執筆か所	備考

【様式】2-5 発掘調査担当者・発掘調査員の個人業績　（※左記のどちらかを〇で囲む）

氏　名

掲載誌名又は書名	題　　名	刊行年	備考

【様式】2-1（2） 発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者変更名簿

種　別 ※ 各社の職名ではなく県指針による標記種別を記載すること。	氏　　名	専門分野	資　　格	雇用形態

暴力団等の排除に関する誓約書

平成　　年　　月　　日

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団
理　事　長　　池　田　幸　博　　様

住所
氏名又は名称
代表者名　　㊞

私は、貴財団の発掘調査業務に係る入札の参加申し込みに際し、次の事項を誓約します。

1　当社又は当社の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、契約締結から履行が完了するまでの間、次のいずれにも該当しません。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3）暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

（4）自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

（5）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（6）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

（7）（3）から（6）に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

2　上記の誓約事項に虚偽の内容があった場合及び下記（1）又は（2）の場合には、貴財団に契約の解除権及びこれに伴う損害賠償請求権等が生じることを認めます。

（1）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記１（1）～（7）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（2）上記１（1）～（7）までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（２（1）に該当する場合を除く。）に、そのことを知った貴財団が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。